

## 甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年2月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（4名）

委員長	保坂芳子君	副委員長	伊藤毅君
	小澤重則君		清水正二君

### 欠席委員（2名）

谷口和男君	滝川美幸君
-------	-------

### 傍聴議員（4名）

議長	山本英俊君	金丸寛君
	松井豊君	有泉庸一郎君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	長田裕二君	福祉部長	飯沼秀司君
子育て健康部長	長坂千恵子君	環境課長	酒井厚志君
福祉課長	箭本太君	障がい者支援課長	早川英彦君
長寿推進課長	小池清美君	子育て支援課長	戸澤文香君
環境保全係長	天野真君	福祉総務係長	伊藤達郎君
生活支援係長	金子智奈美君	長寿あんしん係長	井上千悦子君
介護予防推進係長	藤原布美君	児童係長	柴崎智之君
保育係長	小林悟君	子育て支援係長	大木貴子君

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	森田公
--------	-----	----	-----

## 書 記 長 田 大 地

### 内容

- 1 菖蒲沢メガソーラーの状況と第4工区現地視察について〔現地視察〕（環境課）
- 2 第2次甲斐市環境基本計画（案）のパブリックコメント等の結果について（環境課）
- 3 甲斐市における空間放射線測定の終了について（環境課）
- 4 第3次甲斐市地域福祉計画（案）のパブリックコメント等の結果について（福祉課）
- 5 住民主体の地域の支え合い活動に対する支援について（長寿推進課）
- 6 重度心身障がい児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の対象種目見直しについて（障がい者支援課）
- 7 市内保育所等における新設及び変更認可の概要について（子育て支援課）
- 8 甲斐市子ども家庭総合支援拠点設置について（子育て支援課）
- 9 その他

開会 午後 1時24分

○書記（長田大地君） ご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに、委員長より挨拶いただきまして、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、保坂委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 皆様、こんにちは。本日は、ちょっと雪が積もりましてあれですけども、現地視察から始まります。また、案件も結構ありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

なお、谷口委員、滝川委員は欠席の連絡がありましたので、報告します。

本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、各全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までとします。

---

○委員長（保坂芳子君） それでは、これより、次第の3、内容に入ります。

初めに、（1）菖蒲沢メガソーラーの状況と第4工区現地視察については、現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） それでは、お諮りいたします。

本件は、お手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当より説明をお願いします。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 改めまして、こんにちは。お疲れさまでございます。

環境課から、委員会資料の目次（１）菖蒲沢メガソーラーの状況と第４工区現地視察についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、厚生環境常任委員会資料と環境課の別冊資料になります。

それでは、常任委員会資料１ページ、また別冊資料Ａ３カラー印刷のものですが、メガソーラー事業位置図を併せてご覧ください。

まず、常任委員会資料の１ページ、１の第４工区の概況であります。この後現地視察をしていただく工区の事業者や事業面積等になります。

別冊資料のＡ３カラーの事業地位置図では、場所が緑色のところになります。この４工区は、昨年５月に地元地域住民及び本常任委員会でも工事中の様子を視察していただいた場所になります。

別冊資料の事業地位置図は、これまでも常任委員会の資料として使用してはいますが、今回、最新の状況に変更しており、変更部分は赤書きで示し、これまでの内容は括弧書きにいたしました。４工区では認定出力をこれまで１万４,２００キロワットと記載してはいたしましたが、直近の状況を確認し、１万４,２０３キロワットに改めました。

次に、これまで表記がなかった林地開発事業者を記載いたしました。４工区については認定事業者と同じ甲斐太陽光第一合同会社が林地開発事業者であります。

次に、常任委員会資料１ページの概況の表になりますが、こちらは昨年５月の常任委員会資料と同じ表になりますので、変更部分だけご説明をさせていただきます。

表左の項目欄の上から５番目の発電出力ですが、現在、資料では１万４,２００キロワットになっていますが、先ほど説明したように、最新の状況は１万４,２０３キロワットですので、す

みませんが、訂正のほうをお願いいたします。

次に、工事期間ですが、昨年5月の資料では、区終期が令和2年12月予定となっておりますが、令和4年3月末予定に変更となっております。

最後に、地元地区による現場視察は、昨日2月13日に行われましたので、追記をしております。

この後、委員の皆様にご現地視察をいただきますので、これで1の第4工区の概況については以上で説明を終了させていただきます。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

質疑については、現地視察の後、委員会室へ戻って行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 3時11分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

現地視察お疲れさまでした。

これより菖蒲沢メガソーラーの状況と第4工区現地視察について質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

清水委員。

○委員（清水正二君） 現地でもお聞きしたんですけれども、そういった監視体制と言うんですか、そういった中で現地の発電事業者のほうの監視体制というのは聞いたんですけれども、市としてはそういった管理体制、今度は管理体制というのはどういうふうな形で行うんですか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 市のほうといたしましては、各事業者と協定を結んでいる関係で、

その中で管理等について適切にすることということと、災害等が起きるような場合については、しっかり連絡体制を教えていただく中で処置をしていただくというような形になっております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） その連絡体制というのは、そういった例えば不測の事態が起きた場合には、一報というか、そういうものはどこに行くような形になるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） まず、事業者から緊急連絡先を先に聞いております。この間の大雪みたいなきにも市のほうでその連絡先へ連絡をして、対策を講ずるようお願いをしているところがございます。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） いろいろそういう大雨だとか大雪だとか、いろいろな対応だとかそういうときには市のほうからそういった状況というのを確認するような形になっているわけですか。業者のほうからはそういったことでの報告を受けて、そういうことというのは初動的にはどっちのほうが優先してくるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 当然事業者として事業地内のことは見守っていただくのは当然のことでありまして、市としましても事前に連絡をし、状況を確認したところを報告をいただいているところがございます。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 一応、じゃ、双方向的にそういった形を取るというふうな形になるわけですね。確認です。

○委員長（保坂芳子君） 酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） ないですか。

じゃ、現地視察についてはよろしいでしょうか。

次に、2番の菖蒲沢メガソーラーの各工区の状況について説明を求めます。

酒井課長。

○環境課長（酒井厚志君） 現地視察お疲れさまでした。

それでは、委員会資料の1ページ、2の菖蒲沢メガソーラーの各工区の状況についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても別冊資料A3のカラーの事業地位置図を併せてご覧ください。

まず、委員会資料の1工区、こちらにつきましては、昨年9月に本委員会で視察した場所で、既に商業運転がされております。別冊資料の位置図では赤い斜線部分になり、認定出力は1万9,877キロワットに変更になっています。

また、1工区は既に管理会社による管理がされているため、新たに管理会社名を表記いたしました。

次に、2工区の状況ですが、県中北林務環境事務所に確認したところ、現在、調整池及び排水路の是正を指示しており、復旧計画書の提出を指導中とのことであります。

次に、2つ目のポツになりますが、市が各工区の事業者と協定書を締結している相手方は、発言の認定を受けている事業者、いわゆる売電収入を得ている事業者になります。この後説明しますけれども、3の2工区で昨年協定を締結していた株式会社トーエネックがこの発電認定の権利を譲渡したため、ほかの工区の状況を確認したところ、この2工区においても合同会社フジワラから、合同会社Blue Power山梨甲斐へ権利譲渡されていることが発覚いたしました。市が事業者と締結した協定書では、第三者に権利譲渡した場合でも協定内容は権利を受けた者に継承されることとなっておりますけれども、協定内容をしっかり認識してもらうために、新しい認識事業者に改めて協定書の締結を求め、事務を進めているところでございます。

別冊の位置図では、新しい認定事業者を赤字に、黄色のマーカで表記し、旧事業者は下段に記載をいたしました。

次に、1ページの3の1工区の状況ですけれども、昨年、県に承認された復旧計画書に基づき、現在是正工事を行っているところでございます。この工区は、昨年12月に市長、副市長及び関係課の部課長等が現地で林地開発事業者より県に指導された内容や今後の工事について説明を受けたところになります。市ではこの工区の是正工事状況を確認するため、年明けから関係課が交代で週1回現地の巡視を行っております。また、県の中北林務事務所が4週間に1回行う工事の段階検査に市も同行できるよう県に依頼し、1月に行われた県の検

査に同行したところでございます。

次に、2つ目のポツですが、トーエネックは昨年11月11日に本市を訪れ、発電認定事業者の権利を林地開発事業者である株式会社ブルーキャピタルマネジメントに譲渡することで、是正工事をブルーキャピタルが責任を持って行えると説明し、権利を譲渡いたしました。

しかし、先ほどの2工区と同様、市は改めて協定の締結を行おうとしたところ、資料記載の合同会社BH山梨甲斐に権利が移っていたことが判明いたしました。そのため、まずトーエネックに説明を求めたところ、11月12日にトーエネックは確かにブルーキャピタルと権利譲渡契約を締結したとのことでした。

次に、ブルーキャピタルに確認したところ、ブルーキャピタルを母体とする目的会社として合同会社BH山梨甲斐を新たに設立し、トーエネックと契約した権利は、この合同会社へ譲渡したためであるという回答でございました。その大きな理由といたしましては、金融機関からプロジェクトファイナンスとして融資を受けるために合同会社を設立したとの説明でありました。

いずれにしましても、林地開発の工事及び発電認定の権利については、主体はブルーキャピタルでありますので、市では今後も県と連携する中で、ブルーキャピタルの動向を注視してまいります。

次に、3の2工区の状況については、県から山腹切り取りのり面の緑化工法を厚層基材の吹付工を指導されている状況です。この厚層基材の吹付工とは、自然植生が期待できないのり面を緑化させる工法で、のり面を整形、清掃を行った後、金網を張りつけ、その上に草の種子や肥料、基盤材や接着剤を攪拌したものをコンプレッサーで吹きつけ、緑化させるのり面保護の工法になります。現在、この工事等を行っている聞いております。

最後に、4工区の状況につきましては、先ほど皆様に視察していただきましたので、説明は省略させていただきます。

以上、菖蒲沢メガソーラーの状況と第4工区の視察の説明とさせていただきます。

○委員長（保坂芳子君） 質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、菖蒲沢メガソーラーの状況と第4工区現地視察についてを終了します。

続いて、（2）第2次甲斐市環境基本計画（案）のパブリックコメント等の結果について、担当より説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） それでは、第2次甲斐市環境基本計画（案）のパブリックコメント等の結果についてご説明をいたします。

まず、1のパブリックコメントについてであります。市の広報紙及びウェブサイトで周知を行い、1月12日から2月8日にかけてパブリックコメントを実施したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、2、議員からの意見・提案についてであります。1月の本常任委員会で計画素案についてご説明をし、1月11日から25日にかけて、議員各位から意見・提案を募集いたしました。意見書の提出はございませんでした。

以上、第2次甲斐市環境基本計画（案）のパブリックコメント等の結果についての説明となります。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、第2次甲斐市環境基本計画（案）のパブリックコメント等の結果についてを終了します。

続いて、（3）甲斐市における空間放射線測定を終了について、担当より説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 甲斐市における空間放射線測定を終了についてご説明をさせていただきます。

資料3ページをお願いいたします。

1の概要であります。本市では、福島第一原子力発電所事故発生から、市内の放射線量の影響を把握するため、平成23年8月から放射線量の測定を開始しました。測定を始めて10年以上が経過いたしました。これまで市民の日常生活に影響を及ぼすような放射線量は測定されておりません。

また、本市と同様に福島原発事故発生以来測定を行っていた、資料の2の表にあります近隣市町においては、測定の終了または規模縮小を行っている状況にあります。令和3年3月からは国の原子力規制委員会の放射線モニタリング情報共有・公表システムにより、全国の

放射線量測定値がインターネット上でリアルタイムに確認できるようになりました。

これらの状況に鑑み、これまで担当職員が毎週水曜日に竜王庁舎前での測定及び年2回、市内71か所で実施していた放射線量測定については、1月7日に開催した甲斐市環境審議会に状況を説明し、測定の終了について審議いただいた結果、異論はなかったため、1月19日をもって終了をいたしました。

なお、放射線測定の終了については、市ウェブサイト公表し、今後の放射線量確認は山梨県全域の観測結果一覧へのリンクを市ウェブサイトに掲載しておりますので、これまでと同様に周辺の放射線量は確認できるようになっていることをご報告いたします。

以上、市内の空間放射線測定の終了についての説明となります。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市における空間放射線測定の終了についてを終了します。

続いて、環境課関係のその他を行います。

委員より、環境課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で、環境課関係のその他を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、（4）第3次甲斐市地域福祉計画（案）のパブリックコメント等の結果について、担当より説明を求めます。

箭本福祉課長。

○福祉課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、福祉課から、第3次甲斐市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメント等の結果についてご報告をさせていただきます。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

先月の厚生環境常任委員会にて、第3次計画案についてご説明をさせていただき、翌1月12日から2月8日にかけてパブリックコメントを実施をいたしました。結果は、素案に対する意見書の提出はございませんでした。

また、市保健福祉推進協議会委員並びに議員の皆様方からのご意見等の提出もございませんでしたので、今後計画書の印刷製本を行うとともに、3月中には市ホームページを通じての公表も行う予定でございます。

令和4年度からは、この第3次計画に基づきまして、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上が福祉課からの第3次甲斐市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメント等の結果報告となります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、第3次甲斐市地域福祉計画（案）のパブリックコメント等の結果についてを終了します。

続いて、福祉課関係のその他を行います。

委員より、環境課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で、福祉課関係のその他を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、（5）住民主体の地域の支え合い活動に対する支援について、担当より説明を求めます。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課より、住民主体の地域の支え合い活動に対する支援について説明させていただきます。

委員会の資料5ページをお願いします。

最初に、1の経緯でございますが、高齢者人口がピークとなる2040年には、介護ニーズが高まる85歳以上人口の増加、独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加等によるサービス需要の増加や多様化に加え、担い手となる現役世代の顕著な減少が見込まれております。

これを見据えて、本市におきましても、医療や介護等の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者等に対する効果的・効率的な支援を目指すとともに、高齢者が地域で関わりや役割を持ちながら介護予防・健康づくりにつながる取組を推進しております。

2が本市の取組の経緯でございます。

平成29年度から生活支援体制整備事業を開始し、市全域の取組について協議する場である第1層協議体を設置いたしました。

平成30年度から令和2年度にかけて、日常生活圏域となる11小学校区ごとに取組を協議する場である第2層協議体を小学校区全てに設置いたしました。今後は支え合い活動の主体となる主に自治体等の第3層の協議の場において、地域に必要な支え合いの活動の創出を目指しております。

3、課題として、第2層協議体の活動において、事業の周知やニーズの把握のため、アンケート調査等による取組、各地域において、介護サービスでは賄えない住民主体の生活支援や住民主体の通いの場の創出等の協議をしております。

しかしながら、第3層協議体による活動は、現在、敷島台地区のみとなっており、ほかの地域ではなかなか活動に結びついていない状況であります。第2層協議体や地域からは、活

動に関わる経費について、市の支援が必要であると意見が多く出されております。

このことから、地域に必要な支え合いの活動を創出し継続していくために、活動に対する支援を行う仕組みを整備していく必要があることを認識いたしました。

3の課題を踏まえ、4が支援内容になります。

住民主体の支え合い活動を推進するため、甲斐市住民主体型地域支え合い活動補助金交付要綱を制定し、補助の仕組み等を整備してまいります。

(1)が補助対象となる活動区分になります。活動の区分は次の表に記載されております生活支援活動と通いの場活動の2つになります。生活支援活動は、高齢者の居宅における掃除、買物、ごみ出し、庭の手入れなどの日常生活上の困り事に対する生活支援になります。通いの場の活動は、社会参加、生きがいつくり及び介護予防に資することを目的とする多様な活動を行う通いの場となります。

6ページをお願いします。

(2)が補助対象団体になります。

市内に活動拠点を有し、市内において活動を行っている地域の支え合いに関する協議体、自治体などの地縁団体、ボランティア団体などの公共の利益を目的とした団体とします。

(3)が補助対象経費となります。

補助区分は次のように記載してありますとおり、運営費、初期費用、家賃補助の3つになります。運営費は、生活支援や通いの場の活動に要する費用の補助、初期費用は、活動を開始するに当たり要する費用の補助、家賃補助は、通いの場の実施場所に要する費用を補助するものでございます。

また、それぞれの補助対象経費は右の欄に記載してあるとおりでございます。

5、事業開始は、令和4年4月1日からになります。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、住民主体の地域の支え合い活動に対する支援についてを終了します。

続いて、長寿推進課関係のその他を行います。

委員より、長寿推進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で、長寿推進課関係のその他を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、（6）重度心身障がい児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の対象種目見直しについて、担当より説明を求めます。

早川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お疲れさまです。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

障がい者支援課より、重度心身障がい児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の対象種目見直しについてご説明いたします。

まず、事業の概要及び理由であります。本市では障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業といたしまして、障がい者の日常生活に係る用具の給付を行っております。

対象となる用具につきましては、日常生活上の困難を解消し、自立と社会参加を推進する実用性が認められるものなどを要件とし、各自治体が独自に定めております。

本市におきましても、日常生活がより円滑に行えるよう要綱で規定し、利用者のニーズに沿った給付に努めております。

なお、現在、給付対象としております用具の中には、新たに医療保険の適用対象に加えられた品目もあることなどから、今回、障がい児（者）からの要望等も踏まえ、新たな対象品目の追加と除外品目の見直しを行うものであります。

日常生活用具につきましては、生活保護世帯を除き、利用者に対する一部自己負担を求めており、資料2の利用者負担に示しましたとおり、給付対象者世帯における市民税の課税状況や年収に応じ、3から10%の負担割合となっております。

また、本事業に係る事業実施状況につきましては、3の事業実績で示したとおり、直近令和2年度における給付件数は674件、それに対する助成額は1,233万1,965円となっております。

今回の見直しの具体的な内容につきましては、次の資料8ページに記載しましたとおり、まず①埋込型人口鼻につきましては、今年度医療保険の適用となりましたので、これまでの対象品目から除外することといたしました。

②の視覚障がい者用スマートフォン用キーボードから⑨に至るまでの暗所視支援眼鏡、ICタグレコーダー、褥瘡予防マット、防災ベスト、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）の8種目につきまして新たに給付対象種目に追加するものであります。

今後の予定につきましては、本日の厚生環境常任委員会において報告させていただいた後、3月にかけて本制度改正における周知を行い、令和4年4月1日より施行するものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、重度心身障がい児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱の対象種目見直しについてを終了します。

続いて、障がい者支援課関係のその他を行います。

委員より、障がい者支援課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で、障がい者支援課関係のその他を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時41分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

続いて、（7）市内保育所等における新設及び変更認可の概要について、担当より説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から、市内保育所等における新設及び変更認可の概要について説明をさせていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

まず、経緯になります。

近年、本市の人口と世帯数は微増傾向にありますが、就学前児童は横ばい傾向となっております。

しかし、女性の就労意識及び家族構成の変化から、就学前児童の保育所等への入所申込数は多い状況であります。

このことから、本市では各地域における保育に対するニーズを踏まえ、現在保育所等の新設をはじめ、既存施設の運営内容の変更認可を受けるための手続を進めております。

2、施設及び運営主体になりますが、対象施設としては次の3施設になります。

まず、①（仮称）甲斐ひよこ保育園になります。所在地は篠原1265番地。認可内容は保育所の新設になります。法人名は株式会社コバーズキッズ。運営実績になりますが、現在、同じく篠原地内で小規模保育施設ひよこ保育園を運営しております。新設の保育園は鉄骨造2階建て、延床面積は974.77平米。利用定員は90名を予定しております。

次に、②認定こども園登美保育園になります。所在地は大塚2676番地。認可内容は施設種類の変更になり、保育所から認定こども園への変更となります。法人名は社会福祉法人登美福祉会。運営実績になりますが、現在、登美保育園として保育所を運営しております。保育施設は、既存の建物を若干改修し、利用いたします。利用定員は現在100名が117名となります。

次に、③Child Roomあんになります。所在地は大下条752番地1。認可内容は小規模保育事業所の新設になります。法人名は社会福祉法人あおぞら会。運営実績になりますが、現在、大下条地内で認定こども園あおぞら保育園を運営しております。新たに開設をい

たしますChild Roomあんは、以前、児童発達支援事業所といたしまして開設をしておりました施設を活用し、運営をいたします。利用定員は9名を予定しております。

10ページをお願いいたします。

対象施設の位置図になります。

①（仮称）甲斐ひよこ保育園は、竜王南小学校の北側になります。

②登美保育園は、双葉東小学校の北側になります。

③のChild Roomあんは、あおぞら保育園に隣接しており、総合スポーツクラブブルーアース敷島店の駐車場敷地内に設置しております。

以上、説明となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、市内保育所等における新設及び変更認可の概要についてを終了します。

続いて、（8）甲斐市子ども家庭総合支援拠点設置について、担当より説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 引き続きまして、甲斐市子ども家庭総合支援拠点設置について説明をいたします。

資料の11ページをお願いいたします。

1、経緯及び事業の目的になります。

平成28年児童福祉法の改正により、児童虐待に関する対策強化の一環として、市区町村における相談体制の強化等が講じられ、国は令和4年度までに全市区町村に子ども家庭総合支援拠点を設置するとの方針を打ち出しております。

これを受け、本市においても18歳までの全ての子供とその家庭等を対象とし、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を行うことを目的とした甲斐市子ども家庭総合支援拠点を令和4年4月に設置し、運用を開始することとしております。

2、職員の配置になりますが、本市の児童人口が1万3,595人であることから、小規模B型に区分されるため、国基準における職員配置数については、子ども家庭支援員を2人以上、

また、虐待対応専門員を1人以上配置するものとしております。

3、支援拠点が担う業務内容になりますが、①子ども家庭支援全般に係る業務、②要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援となっております。

4、本市の状況及び今後の体制になりますが、現在、子育て支援課子育て支援係内に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員4人を配置しております。また、今年度より体制強化の一環といたしまして、保健師1人を増員しております。

令和4年度より現在の家庭児童相談室を子ども家庭総合支援拠点に改め、子ども家庭支援員と虐待対応専門員を新たに配置いたします。

子ども家庭支援員は、虐待には至りませんが、見守りや支援が必要な家庭の対応となります。現在の家庭相談員及び母子・父子自立支援員を兼務いたします。

また、虐待対応専門員は、虐待相談、虐待が認められる家庭への支援、また関係機関との連携等になります。

資料12ページをお願いいたします。

こちらは子育て相談・支援の全体図、イメージ図になります。子育て支援課内に設置いたします子ども家庭総合支援拠点を中心に、現在、健康増進課に設置されております子育て世帯包括支援センターと連携する形を取ります。また、子育て支援課に設置する支援拠点が要保護児童対策調整機関としての役割を継続しながら、保育園・幼稚園、学校・教育委員会、また、福祉サービスでは障がい者基幹相談支援センター、福祉サービス各事業所との連携を図ってまいります。さらに民生児童委員、警察、医療機関、乳児院などとの連絡調整を中心となっていくとともに、市においては中・軽度の要支援世帯への支援を行い、入所は一時保護など、リスクの高いものは児童相談所において措置をすることとなります。拠点を設置することで、拠点が中心となり、個々での対応ではなく、チーム、組織としての支援を行える体制を強化していきたいと考えております。

以上、説明となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市子ども家庭総合支援拠点設置についてを終了します。

続いて、子育て支援課関係のその他を行います。

子育て支援課から報告がありますので、お願いします。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 子育て支援課から、甲斐市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）の見直しについて説明をさせていただきます。

本日お配りいたしました資料をお願いいたします。

1、経緯になります。

令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人当たり10万円相当の給付を行うことを決定し、本市において支給を実施しております。

その中で、基準日（9月30日）より後の離婚等によって、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金等を受け取れなかった者等に対し、子どもたちを支援する観点から支給を実施いたします。

2、新たに対象となる者は次のとおりとなります。

令和4年3月分の児童手当受給者で、令和3年9月分の受給者ではなかった者、または令和4年2月28日時点において高校生世代を養育している者で、令和3年9月30日時点では養育していなかった者になります。

3、支給対象数になりますが、1月31日現在で現養育者に支給されていない件数は9件で、対象児童数は13人を見込んでおりますが、離婚協議中で別居しているなど把握できない場合もありますので、増加する可能性もあります。

4、支給額になりますが、対象児童1人につき10万円で、元養育者から当該給付に相当する額等を受け取っていた場合は、その額を控除するものとしております。また、元養育者に支給された給付金につきましては、9月30日の基準日時点での養育関係に基づき、適正に支給をしているため、返還は求めないものとしております。

5、申請方法及び申請期限になりますが、本人の申請が必要となり、申請期限は令和4年4月29日金曜日までとなっております。

6、予算については、既存の予算を活用いたします。前回と同様に全額国庫補助対象となっております。

7、今後のスケジュールになりますが、令和4年2月、甲斐市子育て世帯等臨時特別支援事業支給事務実施要綱の一部を改正を行います。要綱改正後、2月中に市ウェブサイトにて周知をするとともに、対象者には通知を送付いたします。その後、できるだけ速やかに申請受付、給付を開始していきたいと考えております。

以上、説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） これより、子育て支援課から報告がありました件につきまして委員の質疑を行います。

委員の質疑等がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

委員より、子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、以上で、子育て支援課関係のその他を終了します。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より、常任委員会関係で、その他、何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 事務局より、その他、何か。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ほかになければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時55分